

防整施第6930号
28.3.31

大臣官房長
地方協力局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官
殿

整備計画局長
(公印省略)

難工事の指定について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告を行う建設工事について適用することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

なお、難工事の指定について（防整施第15600号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

配布区分：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

難工事の指定について

1 定義

難工事とは次のいずれかに該当する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のうち、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が特に指定する必要があると認めるものとする。

- (1) 防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）に規定する特地勤務手当を支給するために指定された部隊等における建設工事のうち、資機材等運搬に時間を要し、作業効率が著しく悪い建設工事
- (2) 自衛隊等部隊の運用又はその他の事由により、施工期間又は施工時間等の制約があり、作業効率が著しく悪い建設工事
- (3) 前2号のいずれかに準じ、入札への参加が敬遠されるおそれのある建設工事

2 難工事の指定について

契約担当官等は、防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）が発注する建設工事から、前項を踏まえて難工事を指定するものとする。

3 指定後における入札公告等への記載について

(1) 入札公告及び入札説明書

ア 「工事概要」の項に「本工事を難工事に指定する。」と記載するものとする。

イ 「その他」の項に「本工事を良好な施工をもって完成した場合には、今後の総合評価落札方式において加点評価する。」旨を記載するものとする。

(2) 完成検査結果通知書

難工事に指定した工事が完成し検査の結果合格となった場合、判定欄に「合格（難工事）」及び「監理技術者名又は主任技術者名」を記載するも

のとする。

4 実績の管理について

(1) 防衛省発注機関の建設工事の契約事務をつかさどる部署（地方防衛局においては調達部調達計画課企画係、地方防衛支局においては建設計画官、名護防衛事務所においては建設課長）は、難工事に指定した建設工事の実績を管理するものとする。

(2) 地方防衛局、地方防衛支局又は名護防衛事務所の建設工事の契約事務をつかさどる部署は、難工事に指定した建設工事について、契約事務支援システム（K J S S）の案件概要欄に、難工事である旨を記載するものとする。

5 履行保証により難工事を完成させた場合の取扱いについて

当初契約した受注者が、何らかの理由で施工の継続が不能となり、履行保証により工事が引継がれた場合にあっては、主たる工事の全てを施工し完了させた場合に限り、履行保証により建設工事を引き継いだ者が、難工事を完成させたと認めるものとする。

6 その他

本通知の運用にあたり、これにより難しい場合については、整備計画局施設計画課と協議するものとする。